

平成十八年厚生労働省令第百七十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十条第一項第二号イ及び第四十三条の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 基本方針（第四条）

第二節 人員に関する基準（第五条―第七節）

第三節 設備に関する基準（第八条）

第四節 運営に関する基準（第九条―第四十三節）

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第四十三条の二―第四十三条の四）

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第四十四条―第四十八条）

第三章 療養介護

第一節 基本方針（第四十九条）

第二節 人員に関する基準（第五十条・第五十一条）

第三節 設備に関する基準（第五十二条）

第四節 運営に関する基準（第五十三条―第七十六節）

第四章 生活介護

第一節 基本方針（第七十七条）

第二節 人員に関する基準（第七十八条―第八十条）

第三節 設備に関する基準（第八十一条）

第四節 運営に関する基準（第八十二条―第九十三節）

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第九十三条の二―第九十三条の五）

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第九十四条―第九十五条）

第五章 削除

第六章 短期入所

第一節 基本方針（第百十四節）

第二節 人員に関する基準（第百十五節・第百十六節）

第三節 設備に関する基準（第百十七節）

第四節 運営に関する基準（第百十八節―第百二十五節）

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百二十五条の二―第百二十五条の四）

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百二十五条の五・第百二十五条の六）

第七章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針（第百二十六節）

第二節 人員に関する基準（第百二十七節・第百二十八節）

第三節 設備に関する基準（第百二十九節）

第四節 運営に関する基準（第百三十節―第百三十六節）

第八章 削除

第九章 自立訓練（機能訓練）

第一節 基本方針（第百五十五節）

第二節 人員に関する基準（第百五十六節・第百五十七節）

第三節 設備に関する基準（第百五十八節）

第四節 運営に関する基準（第百五十九節―第百六十二節）

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百六十二条の二―第百六十二条の五）

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十三条―第百六十四節）

第十章 自立訓練（生活訓練）

第一節 基本方針（第百六十五節）

第二節 人員に関する基準（第百六十六節・第百六十七節）

第三節 設備に関する基準（第百六十八節）

第四節 運営に関する基準（第百六十九節―第百七十一節）

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第百七十一条の二―第百七十一条の四）

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百七十二節―第百七十三節）

第七節 就労移行支援

第一節 基本方針（第百七十四節）

第二節 人員に関する基準（第百七十五節―第百七十七節）

第三節 設備に関する基準（第百七十八節・第百七十九節）

第四節 運営に関する基準（第百七十九条の二―第百八十四節）

第十二章 就労継続支援A型

第一節 基本方針（第百八十五節）

第二節 人員に関する基準（第百八十六節・第百八十七節）

第三節 設備に関する基準（第百八十八節）

第四節 運営に関する基準（第百八十九節―第百九十七節）

第十三章 就労継続支援B型

第一節 基本方針（第百九十八節）

第二節 人員に関する基準（第百九十九節）

第三節 設備に関する基準（第二百条）

第四節 運営に関する基準（第二百一条・第二百二条）

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百三条―第二百六条）

第十四章 就労定着支援

第一節 基本方針（第二百六条の二）

第二節 人員に関する基準（第二百六条の三・第二百六条の四）

第三節 設備に関する基準（第二百六条の五）

第四節 運営に関する基準（第二百六条の六―第二百六条の十二）

第十五章 自立生活援助

第一節 基本方針（第二百六条の十三）

第二節 人員に関する基準（第二百六条の十四・第二百六条の十五）

第三節 設備に関する基準（第二百六条の十六）

第四節 運営に関する基準（第二百六条の十七―第二百六条の二十）

第十六章 共同生活援助

第一節 基本方針（第二百七条）

第二節 人員に関する基準（第二百八条・第二百九条）

第三節 設備に関する基準（第二百十節）

第四節 運営に関する基準（第二百十條の二―第二百十三節）

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百十三條の二・第二百十三條の三）

第二款 人員に関する基準（第二百十三條の四・第二百十三條の五）

第三款 設備に関する基準（第二百十三條の六）

第四款 運営に関する基準（第二百十三條の七―第二百十三條の十一）

第六節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針（第二百十三條の十二・第二百十三條の十三）

第二款 人員に関する基準（第二百十三條の十四・第二百十三條の十五）

第三款 設備に関する基準（第二百十三條の十六）

第四款 運営に関する基準（第二百十三條の十七―第二百十三條の二十二）

第十七章 多機能型に関する特例（第二百十四節―第二百十六節）

第十八章 削除

第十九章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第二百十九節―第二百二十三節）

第二十章 雑則（第二百二十四節）

附則

第一章 総則（趣旨）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十条第一項、第四十一条の二第二項及び第四十三条第三項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十条第一項第二号イの規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（地方自治法（昭和二十二年法律第六十

(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

第三条 指定障害福祉サービス事業者（第三章から第五章まで及び第八章から第十六章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立つた指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行介護及び行動援護

第一節 基本方針

第四条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれていた環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれていた環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有す

る障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれていた環境に応じて、外出時において、当該障害者等と同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれていた環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

第五条 指定居宅介護の事業者（以下この章、第二百十三條の十二及び第二百十三條の二十項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たるとして、家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行介護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合）に応じて、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

第六條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第七條 前二條の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する第五條第一項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第三節 設備に関する基準

第八條 指定居宅介護事業者には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

第九條 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十一條に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七條の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

第十條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支

給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超過してはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第十一條 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んでならない。

（連絡調整に対する協力）

第十二條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十三條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

（支給資格の確認）

第十四條 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によつて、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめるものとする。

（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第十五條 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあつた場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支

給申請について、必要な援助を行わなければならない。
(心身の状況等の把握)

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれていた環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第十八条 指定居宅介護事業者は、従業員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。
(サービスの提供の記録)

第十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

第二十条 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。
(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十一条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

第二十二条 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

第二十三条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第二十四条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第二十五条 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受けるとともに、当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

い。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。
(利用者負担額等の受領)

第二十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けなければならない。

第二十七条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第二十八条 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受けるとともに、当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第二十九条 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受けるとともに、当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第三十条 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受けるとともに、当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第三十一条 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受けるとともに、当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第三十二条 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受けるとともに、当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第三十三条 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受けるとともに、当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第三十四条 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受けるとともに、当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

第三十五条 指定居宅介護事業者は、前二項の支払を受けるとともに、当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

第三十六条 指定居宅介護事業者は、第二十一条第二項の法定代理受領者を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。
(指定居宅介護の基本取扱方針)

第三十七条 指定居宅介護は、利用者等が居室において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれていた環境に応じ適切に提供されなければならない。

第三十八条 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第三十九条 指定居宅介護の具体的な取扱方針
(指定居宅介護の具体的な取扱方針)

第四十条 指定居宅介護事業者は、従業員が提供する指定居宅介護の方針は、次の各号に掲げる箇所によるものとする。

一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者自身が立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

三 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことと旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

四 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

五 常に利用者の心身の状況、その置かれていた環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。
(居宅介護計画の作成)

第四十一条 サービス提供責任者(第五条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容及び希望等を記載した居宅介護計画を作成しなければならない。

第四十二条 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援(法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。)又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。)を行う者(以下これを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)に交付しなければならない。

第四十三条 サービス提供責任者は、第一項の居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

第四十四条 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。
(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第四十五条 指定居宅介護事業者は、従業員に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。
(緊急時等の対応)

第四十六条 従業員は、現に指定居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第四十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。
(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第四十八条 指定居宅介護事業者の管理者は、当該指定居宅介護事業者の従業員及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

第四十九条 指定居宅介護事業者の管理者は、当該指定居宅介護事業者の従業員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

第五十条 サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業者に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

第五十一条 サービス提供責任者は、第二十六条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業者に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。（運営規程）

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第三十五条第一項において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

第三十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

第三十三条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第三十三条の二 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する

指定居宅介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十四条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第三十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることができる。

（身体拘束等の禁止）

第三十五条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第三十六条 指定居宅介護事業者の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者及び管理者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかななければならない。

第三十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

第三十九条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては、指定都市の市長）が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しく

（情報提供等）

第三十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては、指定都市の市長）が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しく

は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に關して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十三条の規定による運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第四十条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること。
- 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第四十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定

居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十二条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第四十三条 第九条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五十五条第二項」とあるのは「第二十七条において準用する第五十五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十三条第一項において準用する第三十五条第一項」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第九条から第三十一条まで及び第三十三条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十一条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する次条第一項」と、第二十六条第一項中「第五十五条第二項」とあるのは「第二十七条において準用する第五十五条第二項」と、第三十条第三項中「第二十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十五条第一項」と、第三十二条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

「第二十六条」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五条第一項」とあるのは「第四十三条第二項において準用する第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第四十三条の二 居宅介護に係る共生型障害福祉サービスの二 (共生型居宅介護) という。の事業を行う指定訪問介護事業者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。))第五条第一項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。が当該事業に關して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準第五条第一項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第四十三条の三 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に關して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十三条の四 第四条(第三項及び第四項を除く。)、第五条第二項及び第三項、第六条並びに前節(第四十三条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

第四十四条 (従業者の員数) 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。))が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たるとして、家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において「員数」という。))は、三人以上とする。

2 離島その他の地域であつても家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

第四十五条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業者の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第四十六条 (設備及び備品等) 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四十七条 (同居家族に対するサービス提供の制限) 基準該当居宅介護事業者は、従業者が、その同居の家族である利用者に対する居宅

介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該居宅介護が第四十四条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供する場合

三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者がその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条第一項において準用する第二十六条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。（運営に関する基準）

第四十八条 第四十四条第一項及び第四節（第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條第一項、第二十七條、第三十二條、第三十五條の二及び第四十三條を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第四十八條第一項において準用する第三十一條」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八條第一項において準用する次条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八條第一項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八條第一項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五條第一項」とあるのは「第四十八條第一項において準用する第三十五條第一項」と読み替へるものとする。

2 第四十四条第二項から第四項まで並びに第四節（第二十一条第一項、第二十二條、第二十三條

第一項、第二十七條、第三十二條、第三十五條の二及び第四十三條を除く。）並びに第四十四条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第四十八條第二項において準用する第三十一條」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八條第二項において準用する次条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第四十八條第二項において準用する第二十一条第二項」と、第二十五条第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十八條第二項において準用する第二十六条」と、第三十一条中「第三十五條第一項」とあるのは「第四十八條第二項において準用する第三十五條第一項」と、第四十七條第一項第二号中「第四十四條第三項」とあるのは「第四十八條第二項において準用する第四十四條第三項」と、同条第二項中「次条第一項」とあるのは「第四十八條第二項」と読み替へるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第四十四條中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替へるものとする。

第三章 療養介護

第一節 基本方針

第四十九条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものになければならない。

第二節 人員に関する基準

第五十条 (従業者の員数) 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を

行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 医師 健康保険法（大正十一年法律第七十号。第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

二 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれて

いる指定療養介護の単位については、置かれていた数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

四 サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上
ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

5 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法第四十二条第二号に規定する医

療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十二条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十二条第三項において同じ。）を同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指定入所施設基準」という。）第五十一条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定発達医療機関（児童福祉法第七条第二項に規定する指定発達医療機関をいう。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもつて、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第五十一条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所 施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

(設備)

第五十二条 指定療養介護事業所は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる設備及び多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。

2 前項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

3 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援を同一の施設において一体的に提供している場合について

は、指定入所施設基準第五十三条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(契約支給量の報告等)

第五十三条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第五十三条之二 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第五十四条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- 一 日用品費
二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
4 指定療養介護事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)
第五十五条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する主務大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額(以下この条において「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)
第五十六条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第五十四条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

第五十七条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じた、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。

4 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)
第五十八条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

5 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者等に面接すること。
二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)
第五十九条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養

を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

9 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者等に面接すること。
二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

11 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)
第五十九条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養

介護事業所以外における指定障害福祉サービ
ス等の利用状況等を把握すること。
二 利用者の心身の状況、その置かれている環
境等に照らし、利用者が自立した日常生活を
営むことができるよう定期的に検討すること
もに、自立した日常生活を営むことができ
ると認められる利用者に対し、必要な支援を行
うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行
うこと。
二 サービスマニージャーは、業務を行うに当た
つて、利用者の自己決定の尊重を原則とした上
で、利用者が自ら意思を決定することに困難を
抱える場合には、適切に利用者への意思決定の
支援が行われるよう努めなければならない。
(相談及び援助)

第六十条 指定療養介護事業者は、常に利用者の
心身の状況、その置かれている環境等の的確な
把握に努め、利用者又はその家族に対し、その
相談に適切に応じるとともに、必要な助言その
他の援助を行わなければならない。
(機能訓練)

第六十一条 指定療養介護事業者は、利用者の心
身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立
を助けるため、必要な機能訓練を行わなければ
ならない。
(看護及び医学的管理の下における介護)

第六十二条 看護及び医学的管理の下における介
護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利
用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよ
う、適切な技術をもって行われなければならない。
二 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心
身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの
自立について必要な援助を行わなければならない。
三 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざる
を得ない利用者のおむつを適切に取り替えなけ
ればならない。

四 指定療養介護事業者は、前三項に定めるほ
か、利用者に対し、離床、着替え及び整容その
他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
五 指定療養介護事業者は、その利用者に対し
て、利用者の負担により、当該指定療養介護事
業所の従業者以外の者による看護及び介護を受
けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)
第六十三条 指定療養介護事業者は、適宜利用者
のためのレクリエーション行事を行うよう努め
なければならない。
二 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族と
の連携を図るとともに、利用者とその家族の交
流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(緊急時等の対応)

第六十四条 従業者は、現に指定療養介護の提供
を行っているときに利用者に病状の急変が生じ
た場合その他必要な場合は、速やかに他の専門
医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ
なければならない。
(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第六十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介
護を受けている支給決定障害者が次の各号のい
ずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付
してその旨を市町村に通知しなければならない。
一 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関
する指示に従わないことにより、障害の状態
等を悪化させた認められるとき。
二 偽りその他不正な行為によりて介護給付費
若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費
を受け、又は受けようとしたとき。
(管理者の責務)

第六十六条 指定療養介護事業者の管理者は、当
該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理
その他の管理を一元的に行わなければならない。
二 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療
養介護事業所の従業者はこの章の規定を遵守さ
せるため必要な指揮命令を行うものとする。
(運営規程)

第六十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介
護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営
についての重要事項に関する運営規程(第七十
二条第一項において「運営規程」という。)を
定めておかなければならない。
一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 利用定員
四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者
から受領する費用の種類及びその額
五 サービス利用に当たっての留意事項
六 緊急時等における対応方法

第七十条 指定療養介護事業者は、消防設備その
他の非常災害に際して必要な設備を設けると
ともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非
常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整
備し、それらを定期的に従業者に周知しなけれ
ばならない。
二 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるた
め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行
わなければならない。
三 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練
の実施に当たって、地域住民の参加が得られる
よう連携に努めなければならない。
(衛生管理等)

非常災害対策
八 事業の主たる対象とする障害の種類を定め
た場合には当該障害の種類
九 虐待の防止のための措置に関する事項
十 その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第六十八条 指定療養介護事業者は、利用者に対
し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指
定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制
を定めておかなければならない。
二 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所
ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によ
つて指定療養介護を提供しなければならぬ。
ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない
業務については、この限りでない。
三 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上
のために、その研修の機会を確保しなければならない。
四 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護
の提供を確保する観点から、職場において行わ
れる性的な言動又は優越的な関係を背景とした
言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超え
たものにより従業者の就業環境が害されること
を防止するための方針の明確化等の必要な措置
を講じなければならない。
(定員の遵守)

第六十九条 指定療養介護事業者は、利用定員を
超えて指定療養介護の提供を行ってはならぬ。
二 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項
を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備
え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に
閲覧させることにより、同項の規定による揭示
に代えることができる。
第七十三条 削除
(地域との連携等)

第七十四条 指定療養介護事業者は、その事業の
運営に当たっては、地域住民又はその自発的な
活動等との連携及び協力を行う等の地域との交
流に努めなければならない。
(記録の整備)

第七十五条 指定療養介護事業者は、従業者、設
備、備品及び会計に関する諸記録を整備してお
かなければならない。
二 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定
療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録
を整備し、当該指定療養介護を提供した日から
五年間保存しなければならない。
一 第五十八条第一項に規定する療養介護計画

第七十二条 (掲示)
指定療養介護事業者は、指定療養介
護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、
従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー
ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲
示しなければならない。
二 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項
を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備
え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に
閲覧させることにより、同項の規定による揭示
に代えることができる。
第七十三条 削除
(地域との連携等)

るとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正
に行わなければならない。
二 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事
業所において感染症又は食中毒が発生し、又は
まん延しないよう、次の各号に掲げる措置を
講じなければならない。
一 当該指定療養介護事業所における感染症及
び食中毒の予防及びまん延の防止のための対
策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活
用して行うことができるものとする。)を定
期的に開催するとともに、その結果につい
て、従業者に周知徹底を図ること。
二 当該指定療養介護事業所における感染症及
び食中毒の予防及びまん延の防止のための指
針を整備すること。
三 当該指定療養介護事業所において、従業者
に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延
の防止のための研修並びに感染症の予防及び
まん延の防止のための訓練を定期的に行な
うこと。

第七十二条 (掲示)
指定療養介護事業者は、指定療養介
護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、
従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー
ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲
示しなければならない。
二 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項
を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備
え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に
閲覧させることにより、同項の規定による揭示
に代えることができる。
第七十三条 削除
(地域との連携等)

第七十四条 指定療養介護事業者は、その事業の
運営に当たっては、地域住民又はその自発的な
活動等との連携及び協力を行う等の地域との交
流に努めなければならない。
(記録の整備)

第七十五条 指定療養介護事業者は、従業者、設
備、備品及び会計に関する諸記録を整備してお
かなければならない。
二 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定
療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録
を整備し、当該指定療養介護を提供した日から
五年間保存しなければならない。
一 第五十八条第一項に規定する療養介護計画

第七十二条 (掲示)
指定療養介護事業者は、指定療養介
護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、
従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサー
ビスの選択に資すると認められる重要事項を掲
示しなければならない。
二 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項
を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備
え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に
閲覧させることにより、同項の規定による揭示
に代えることができる。
第七十三条 削除
(地域との連携等)

第七十四条 指定療養介護事業者は、その事業の
運営に当たっては、地域住民又はその自発的な
活動等との連携及び協力を行う等の地域との交
流に努めなければならない。
(記録の整備)

五 指定療養介護事業者は、その利用者に対し
て、利用者の負担により、当該指定療養介護事
業所の従業者以外の者による看護及び介護を受
けさせてはならない。

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者
から受領する費用の種類及びその額
五 サービス利用に当たっての留意事項
六 緊急時等における対応方法

三 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練
の実施に当たって、地域住民の参加が得られる
よう連携に努めなければならない。
(衛生管理等)

二 当該指定療養介護事業所における感染症及
び食中毒の予防及びまん延の防止のための指
針を整備すること。
三 当該指定療養介護事業所において、従業者
に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延
の防止のための研修並びに感染症の予防及び
まん延の防止のための訓練を定期的に行な
うこと。

- 二 第五十三條の二第一項に規定するサービスの提供の記録
- 三 第六十五條に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十五條の二第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 次条において準用する第三十九條第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 次条において準用する第四十條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十六條 第九條、第十一條、第十二條、第十四條から第十七條まで、第二十條、第三十三條の二、第三十五條の二から第三十七條(第二項を除く。)まで及び第三十八條から第四十條の二までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第六十七條」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十四條第一項」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

第一節 基本方針

第七十七條 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第二條の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十八條 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定生活介護事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第九章、第十章及び第十九章において同じ。) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員
- イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、

- (1) から(3)までに掲げる平均障害支援区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数とする。
- (1) 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上
- (2) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上
- (3) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上
- ロ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。
- ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。
- ニ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とする。
- 三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 二 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 三 第一項の指定生活介護の単位は、指定生活介護者に対して一体的に行われるものをいう。
- 四 第一項第二号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 五 第一項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

- 六 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 七 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- (従たる事業所を設置する場合における特例)
- 第七十九條** 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。
- 二 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
- (準用)
- 第八十條** 第五十一條の規定は、指定生活介護の事業について準用する。
- 第三節 設備に関する基準
- 第八十一條** 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。
- 二 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。
 - 一 訓練・作業室
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - 二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐこと。
 - 三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - 四 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 三 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 四 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第四節 運営に関する基準

第八十二條 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 二 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 三 指定生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - 一 食事の提供に要する費用
 - 二 創作的活動に係る材料費
 - 三 日用品費
 - 四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 四 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 五 指定生活介護事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 六 指定生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。
- (介護)
- 第八十三條** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。
- 二 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつ等の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 三 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 四 指定生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第八十四条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第八十五条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十五条の二 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の仕事に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第二百六条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した後以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられ

るよう、第二百六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(食事)

第八十六条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に關して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理はあらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第八十七条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

第八十八条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費又は特別介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第八十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第九十二条第一項において「運営規程」という。）を定めおかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たつての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(衛生管理)

第九十条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(協力医療機関)

第九十一条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めおかなければならない。

(揭示)

第九十二条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資する認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備

え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(準用)

第九十三条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条及び第七十五条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十二条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第一項」とあるのは「第八十二条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十三条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第九十二条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第一項」とあるのは「第九十三条において準用する第九十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第九十三条」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第九十三条の二 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第二百五十五条において同じ。）

又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準第六十六条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第二百十五條において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準第四条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービス）をいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数が指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

二 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第九十三条の三 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準第九十五条第二項第一号又は指定地域密着型サービス基準第二十二條第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。）又は指

定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第十九條に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が三方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第九十三条の四 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第四十四条第一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第

一項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第六十二条の二に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第七十一条の二に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準第五十条の二に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準第七十一条の二に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第六十二条の四及び第七十一条の三において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第七十一条第八項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十四条第七項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第九十四条の二において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第七十条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指

定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項若しくは第七十一条第一項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者数と共生型通いサービスの数を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条、第六十二条の四及び第七十一条の三において同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号若しくは第七十五条第二項第一号又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第九十三条の五 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十一條、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十四條、第七十五條、第七十七條、第七十九條及び前節(第九十三條を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第九十四条 生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第二十九條に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当生活介護事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業等に関する特例)

第九十四条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第二百二十五條の五、第六十三條の二

及び第七十二條の二において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第二百二十五條の五、第六十三條の二及び第七十二條の二において同じ。)のうち通いサービス(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條第一項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第二百二十五條の五、第六十三條の二及び第七十二條の二において同じ。)を提供する場合においては、当該通いサービスに係る基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第二百二十五條の五、第六十三條の二及び第七十二條の二において同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十三條の二及び第七十二條の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第六十三條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第七十二條の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四條の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第二百二十五條の五、第六十三條の二及び第七十二條の二において同じ。)にあつては、十八人)以下とする。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第六十三條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第七十二條の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスの規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス)を超過する指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に於いて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、(十二人)までの範囲内とする。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型介護予防サービス基準第四十八條第二項第一号に規定する居間及び食堂を除く。第六十三條の二及び第七十二條の二において同じ。)は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第六十三條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第七十二條の二の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四條の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス

若しくは指定通所支援基準第七十一條の六において準用する指定通所支援基準第五十四條の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三條又は第七十一條に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第九十五条 第八十二條第二項から第六項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第五章 削除
第九十六条から第九十三条まで 削除

第六節 短期入所

第一節 基本方針

第一百四十四條 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百五十五條 法第五條第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定障害者支援施設(法第二十九條第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。)その他の法第五條第八項に規定する施設(入所によるものに限る。次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数

とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者、第二百十三條の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第二百十三條の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合、イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、第二百七條に規定する指定共同生活援助、第二百十三條の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第二百十三條の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この章において「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯に指定自立訓練（生活訓練）事業者等（当該指定自立訓練に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所（第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第二百十三條の四第一項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（第二百十三條の十四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。）次の（一）又は（二）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に定める数

（一）当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一 以上

（二）当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

法第五條第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第二百十三條の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合、イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（第二百十三條の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このイにおいて同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。）次の（一）又は（二）

に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数

（一）当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一 以上

（二）当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、第五百五十六條第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合、イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 指定生活介護、第五百五十五條に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第八十五条に規定する指定就労継続支援A型、第九十八条に規定する指定就労継続支援B型、第二百七條に規定する指定共同生活援助、第二百十三條の二に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第二百十三條の十二に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介

護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、イに掲げる時間以外の時間 次の（一）又は（二）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（一）又は（二）に掲げる数

（一）当該日の利用者の数が六以下 一 以上

（二）当該日の利用者の数が七以上 一に当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号の（一）又は（二）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の（一）又は（二）に掲げる数

（準用）

第六十六条 第五十一条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（設備及び備品等）

第六十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五條第八項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所同一敷地内にある法第五條第八項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することにより、必要とする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は次のとおりとする。

一 居室

イ 一の居室の定員は、四人以下とする。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き八平方メートル以上とする。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ プザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

第四節 運営に関する基準

第百十八条 指定短期入所の事業者を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービス事業者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）
第百十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。（利用者負担額等の受領）
第百二十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの。

4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、別に子ども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めることによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第百二十一条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービスの提供）

第百二十二条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業者の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

（運営規程）

第百二十三条 指定短期入所事業者は、次の各号（第百二十五条第二項の規定の適用を受ける施設にあつては、第三号を除く。）に掲げる事業の運営について重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定短期入所の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第百二十四条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は第二百十三条の第十四項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第百二十五条 第九条、第十一条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十二条まで、第六十条、第六十六条、第六十八条、第七十条、第七十四条、第八十七条及び第九十条から第九十二条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百二十三条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百二十条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第百二十条第二項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第百二十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第百二十五条の二 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準第百二十一条第一項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防防短期入所生活介護事業者（指定介護予防防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防防居宅サービス等基準」という。）第百二十九条第一項に規定する指定介護予防防

期入所生活介護事業者をいう。)が当該事業に
 関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
 一 指定短期入所生活介護事業所(指定居室サ
 ービス等基準第百二十一條第一項に規定する
 指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は
 指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定
 介護予防居室サービス等基準第百二十九條第
 一項に規定する指定介護予防短期入所生活
 介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活
 介護事業所等」という。)の居室の面積を、
 指定短期入所生活介護(指定居室サービス等
 基準第百二十條)に規定する指定短期入所生
 活介護(指定介護予防居室サービス等基準第
 百二十八條)に規定する指定介護予防短期入
 所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活
 介護等」という。)の利用者の数と共生型短
 期入所の利用者の数の合計数で除して得た面
 積が一〇・六五平方メートル以上であるこ
 と。

二 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の
 員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等
 が提供する指定短期入所生活介護等の利用者
 の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数
 及び共生型短期入所生活介護等の数の合計数で
 あるとした場合における当該指定短期入所生
 活介護事業所等として必要とされる数以上で
 あること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサ
 ービスを提供するため、指定短期入所事業所
 その他の関係施設から必要な技術的支援を受
 けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機
 能型居室介護事業者等の基準)
第百二十五條の三 共生型短期入所の事業を行う
 指定小規模多機能型居室介護事業者等が当該事
 業に関して満たすべき基準は、次のとおりとす
 る。

一 指定小規模多機能型居室介護事業所等に個
 室(指定地域密着型サービス基準第六十七條
 第二項第二号ハ若しくは第百七十五條第二項
 第二号ハ又は指定地域密着型介護予防サービ
 ス基準第四十八條第二項第二号ハに規定する
 個室をいう。以下この号において同じ。)以
 外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の
 宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着
 型サービス基準第六十三條第五項若しくは第

百七十一條第六項又は指定地域密着型介護予
 防サービス基準第四十四條第五項に規定する
 宿泊サービスをいう。次号において同じ。)
 の利用定員から個室の定員数を減じて得た数
 で除して得た面積が、おおむね七・四三平方
 メートル以上であること。
 二 指定小規模多機能型居室介護事業所等の従
 業者の員数が、当該指定小規模多機能型居室
 介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用
 者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生
 型短期入所の利用者の数の合計数であるとし
 た場合における当該指定小規模多機能型居室
 介護事業所等として必要とされる数以上であ
 ること。
 三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサ
 ービスを提供するため、指定短期入所事業所
 その他の関係施設から必要な技術的支援を受
 けていること。

百七十一條第六項又は指定地域密着型介護予
 防サービス基準第四十四條第五項に規定する
 宿泊サービスをいう。次号において同じ。)
 の利用定員から個室の定員数を減じて得た数
 で除して得た面積が、おおむね七・四三平方
 メートル以上であること。

二 指定小規模多機能型居室介護事業所等の従
 業者の員数が、当該指定小規模多機能型居室
 介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用
 者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生
 型短期入所の利用者の数の合計数であるとし
 た場合における当該指定小規模多機能型居室
 介護事業所等として必要とされる数以上であ
 ること。

三 共生型短期入所の利用者に対して適切なサ
 ービスを提供するため、指定短期入所事業所
 その他の関係施設から必要な技術的支援を受
 けていること。

(準用)
第百二十五條の四 第九條、第十一條から第十七
 條まで、第十九條、第二十條、第二十二條、第
 二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十三
 條の二、第三十五條の二から第四十二條まで、
 第五十一條、第六十條、第六十六條、第六十八
 條から第七十條まで、第七十四條、第六十七
 條、第九十條から第九十二條まで、第九十四條
 及び前節(第百二十四條及び第百二十五條を除
 く。)の規定は、共生型短期入所の事業につい
 て準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関
 する基準
 (指定小規模多機能型居室介護事業所等に関す
 る特例)
第百二十五條の五 短期入所に係る基準該当障害
 福祉サービス(以下この節において「基準該当
 短期入所」という。)の事業を行う者(以下こ
 の節において「基準該当短期入所事業者」とい
 う。)が当該事業に関して満たすべき基準は、
 次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居室介護事業者等であ
 って、第九十四條の二の規定により基準該当
 生活介護とみなされる通いサービス、第六十
 三條の二の規定により基準該当自立訓練
 (機能訓練)とみなされる通いサービス若し
 くは第百七十二條の二の規定により基準該当
 自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサー
 ビス又は指定通所支援基準第五十四條の十二

の規定により基準該当児童発達支援とみなさ
 れる通いサービス若しくは指定通所支援基準
 第七十一條の六において準用する指定通所支
 援基準第五十四條の十二の規定により基準該
 当放課後等デイサービスとみなされる通いサ
 ービスを利用するために当該指定小規模多機
 能型居室介護事業所等に登録を受けた障害者
 及び障害児に対して指定小規模多機能型居室
 介護等のうち宿泊サービス(指定地域密着型
 サービス基準第六十三條第五項又は第百七十
 一條第六項に規定する宿泊サービスをいう。
 以下この条において同じ。)を提供するもの
 であること。

二 当該指定小規模多機能型居室介護事業所等
 の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模
 多機能型居室介護事業所等の宿泊サービスを
 利用する者の数と基準該当短期入所の提供を
 受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日
 当たりの上限をいう。以下この条において同
 じ。)を通いサービスの利用定員(当該指定
 小規模多機能型居室介護事業所等の通いサ
 ービスの利用者の数と第九十四條の二の規定に
 より基準該当生活介護とみなされる通いサー
 ビス、第百六十三條の二の規定により基準該
 当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサ
 ービス若しくは第百七十二條の二の規定によ
 り基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされ
 る通いサービス又は指定通所支援基準第五十
 四條の十二の規定により基準該当児童発達支
 援とみなされる通いサービス若しくは指定通
 所支援基準第七十一條の六において準用する
 指定通所支援基準第五十四條の十二の規定に
 より基準該当放課後等デイサービスとみなさ
 れる通いサービスの一日当たりの上限をいう。)
 の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)
 の三分の一から九人(サテライト型指定小規
 模多機能型居室介護事業所等については、六
 人)までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居室介護事業所等
 に個室(指定地域密着型サービス基準第六十
 七條第二項第二号ハ又は第百七十五條第二項
 第二号ハに規定する個室をいう。以下この号
 において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合
 は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス
 の利用定員から個室の定員数を減じて得た数
 で除して得た面積が、おおむね七・四三平方
 メートル以上であること。

四 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及
 び障害児に対して適切なサービスを提供す
 るため、指定短期入所事業所その他の関係施設
 から必要な技術的支援を受けていること。
 (準用)
第百二十五條の六 第百二十條第二項から第六項
 までの規定は、基準該当短期入所の事業につ
 いて準用する。

第七章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針

第百二十六條 重度障害者等包括支援に係る指定
 障害福祉サービス(以下この章において「指定
 重度障害者等包括支援」という。)の事業は、
 常時介護を要する利用者であつて、その介護の
 必要の程度が著しく高いものが自立した日常生
 活又は社会生活を営むことができるよう、当該
 利用者の身体その他の状況及び置かれている環
 境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供
 し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に
 行うものでなければならない。
第二節 人員に関する基準
 (従業者の員数)

第百二十七條 指定重度障害者等包括支援の事業
 を行う者(以下この章において「指定重度障害
 者等包括支援事業者」という。)は、当該指定
 重度障害者等包括支援事業者が指定を受けて
 いる指定障害福祉サービス事業者(指定療養介
 護事業者を除く。第百三十條において同じ。)又
 は指定障害者支援施設の基準を満たさなければ
 ならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重
 度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下
 この章において「指定重度障害者等包括支援事
 業所」という。)(ことに、サービス提供責任者
 を一以上置かなければならない。
 3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害
 者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う
 者として、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が
 定めるものでなければならぬ。
 4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以
 上は、常勤でなければならない。

(準用)
第百二十八條 第六條の規定は、指定重度障害者
 等包括支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（準用）
第二百二十九条 第八条第一項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（実施主体）
第三百十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

（事業所の体制）
第三百十一条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

（障害福祉サービスの提供に係る基準）
第三百十二条 指定重度障害者等包括支援において提供される障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）に規定する基準を満たさなければならない。

指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行介護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害

者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この命令に規定する基準を満たさなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）
第三百十三条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（重度障害者等包括支援計画の作成）
第三百十四条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容を記載した重度障害者等包括支援計画を作成しなければならない。

サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に交付しなければならない。

サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

第一項及び第二項の規定は、前項に規定する重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

（運営規程）
第三百十五条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、

次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数

四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 事業の主たる対象とする利用者

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

（準用）
第三百十六条 第九条から第二十一条まで、第二十三条、第二十八条、第二十九条、第三十条第四項、第三十三条（第一項及び第二項を除く。）から第四十二条まで及び第六十六条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第三百十五条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第三百十六条において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第三百十六条において準用する第二十一条第二項」と読み替えるものとする。

（従業員の数）
第三百五十六条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）は、

一 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

二 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。

ロ 看護職員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

ハ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

二 生活支援員の数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上とする。

三 サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以上 一以上

ロ 利用者の数が六十以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

第一項第一号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

第一項、第二項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事

するものとする。

（従業者の員数）
第三百五十六条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）は、

する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

6 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第五十七條 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第五十八條 第八十一条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

第五十九條 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第一項から第三項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

第六十條 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

第六十一條 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅生活における生活に移行した後、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

第六十二條 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七條から第六十条まで、第六十六條、第六十八條から第七十条まで、第七十四條、第七十五条及び第八十五条の二から第九十二条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第六十二條第二項中「次条第一項」とあるのは、「第六十九條第二項中「次条第一項」とあるのは、「第六十九條第二項中「次条第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一条

第二項」とあるのは「第六十九條第二項」と、第五十七條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十二條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第六十二條において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第六十二條において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第六十二條において準用する第五十九條第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第六十二條において準用する第六十二条」と、同項第四号中「第六号まで中「次条」とあるのは「第六十二條」と、第八十九條中「第九十二條第一項」とあるのは「第六十二條において準用する第九十二條第一項」と、第九十二條第一項中「前条」とあるのは「第六十二條において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

第六十一條 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準

第六十二條 二 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

四 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に必要とされる数以上であること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第六十二條 三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第六十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第六十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）の専用部屋の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条第八項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第二十九項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあつては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。第六十三條第二号において同じ。）を、指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準第六十條に規定する指定通所リハビリテーション）の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

三 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

四 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に必要とされる数以上であること。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条若しくは第七十一条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条に規定する基準を満たしていること。

五 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第六百六十二条の五 第九条から第二十条まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十一條、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十八條から第七十條まで、第七十四條、第七十五條、第七十九條、第八十五條の二から第九十二條まで、第九十五條及び前節（第六十二條を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第六百六十三条 自立訓練（機能訓練）に係る基準

該当障害福祉サービス（第六百六十三条の三に規

定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び第二百九條に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。

二 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業者の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションの利用者及び基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六百六十三条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けていることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合

には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者の数との条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十四條の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四條の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準第五十四條の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数との条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十四條の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス）又は指定通所支援基準第五十四條の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準第五十四條の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この号において（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員

員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第九十四條の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第七十二条の二の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四條の十二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一条の六において準用する指定通所支援基準第五十四條の十二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス）を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三條又は第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第六百六十三条の三 地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所（以下「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が行う自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この条において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）に関して

病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を行う事業所（次号において「病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所」という。）の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、管理者及び次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じて当該イ又はロに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

イ 利用者の数が十人以下の場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が十人以上確保されていること。

ロ 利用者の数が十人を超える場合 専ら当該病院等基準該当自立訓練（機能訓練）の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を十で除した数以上確保されていること。

三 病院等基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）
第百六十四条 第五十九条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第十章 自立訓練（生活訓練）
第一節 基本方針
第百六十五条 自立訓練（生活訓練）（規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準
（従業者の員数）
第百六十六条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事

業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上

イ ロに掲げる利用者以外の利用者
ロ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一以上

三 サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じて、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上
ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

四 健康上の管理などが必要である利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは、「生活支援員及び看護職員」とあるのは、「生活支援員及び看護職員」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項（第二項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

5 第一項及び第二項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）
第百六十七条 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準
（設備）
第百六十八条 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室
イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第四節 運営に関する基準
第百六十九条 削除
（サービスの提供の記録）
第百六十九条の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。（利用者負担額の受領）

第百七十条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用
二 日用品費
三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障

害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- 四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第一項から第四項までに係る費用の額を支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第七十條の二 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定

障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(記録の整備)

第七十條の三 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 一次条において準用する第五十八條第一項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画
- 二 第六十九條の二第一項及び第二項に規定するサービスの提供の記録
- 三 一次条において準用する第八十八條に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 一次条において準用する第三十五條の二第二項に規定する身体拘束等の記録
- 五 一次条において準用する第三十九條第二項に規定する苦情の内容及び記録
- 六 一次条において準用する第四十條第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第七十一條 第九條から第十八條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十七條から第七十條まで、第七十四條、第八十五條の二から第九十二條まで、第六十條及び第六十一條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第七十一條において準用する第八十九條」と、第二十條第二項中「一次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十條第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十條第二項」と、第五十七條第一項中「一次条第一項」とあるのは「第七十條第一項において準用する一次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と、第八十九條中「第九十二條第一項」とあるのは「第七十一條において準用する第九十二條第一項」と、第九十二條第一項中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第七十一條 第九條から第十八條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十七條から第六十條まで、第六十六條、第六十七條から第七十條まで、第七十四條、第八十五條の二から第九十二條まで、第六十條及び第六十一條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第七十一條において準用する第八十九條」と、第二十條第二項中「一次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十條第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十條第二項」と、第五十七條第一項中「一次条第一項」とあるのは「第七十條第一項において準用する一次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と、第八十九條中「第九十二條第一項」とあるのは「第七十一條において準用する第九十二條第一項」と、第九十二條第一項中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と読み替えるものとする。

八條から第七十條まで、第七十四條、第八十五條の二から第九十二條まで、第六十條及び第六十一條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第七十一條において準用する第八十九條」と、第二十條第二項中「一次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十條第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十條第二項」と、第五十七條第一項中「一次条第一項」とあるのは「第七十條第一項において準用する一次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と、第八十九條中「第九十二條第一項」とあるのは「第七十一條において準用する第九十二條第一項」と、第九十二條第一項中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 共生型障害福祉サービスに関する基準

共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準

第七十一條の二 自立訓練（生活訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 二 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- 三 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十一條の四 第九條から第十八條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第六十六條、第六十七條から第七十條まで、第七十四條、第八十五條の二から第九十二條まで、第六十條及び第六十一條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第七十一條において準用する第八十九條」と、第二十條第二項中「一次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十條第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十條第二項」と、第五十七條第一項中「一次条第一項」とあるのは「第七十條第一項において準用する一次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と、第八十九條中「第九十二條第一項」とあるのは「第七十一條において準用する第九十二條第一項」と、第九十二條第一項中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と読み替えるものとする。

(共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第七十一條の三 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人）以下とすること。
- 二 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十二人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

- 三 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- 四 指定小規模多機能型居宅介護事業者等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数及び共生型通いサービスの利用者数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三條若しくは第七十一條又は指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四條に規定する基準を満たしていること。
- 五 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十一條の四 第九條から第十八條まで、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第六十六條、第六十七條から第七十條まで、第七十四條、第八十五條の二から第九十二條まで、第六十條及び第六十一條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第七十一條において準用する第八十九條」と、第二十條第二項中「一次条第一項から第三項まで」とあるのは「第七十條第一項から第四項まで」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第七十條第二項」と、第五十七條第一項中「一次条第一項」とあるのは「第七十條第一項において準用する一次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九條中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と、第八十九條中「第九十二條第一項」とあるのは「第七十一條において準用する第九十二條第一項」と、第九十二條第一項中「前条」とあるのは「第七十一條において準用する前条」と読み替えるものとする。

二条まで、第六十條、第六十一條、第六十五條及び前節(第六十九條及び第七十一條を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第六節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第七十二條 自立訓練(生活訓練)に係る基準

該障害福祉サービス(第二十九條に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
三 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
四 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十三條 (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第七十二條の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定

小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数との条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十四條の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十三條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四條の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一條の六において準用する指定通所支援基準第五十四條の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十九人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人)以下とするこ

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数との条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十四條の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十三條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス)又は指定通所支援基準第五十四條の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一條の六において準用する指定通所支援基準第五十四條の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十五人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、十八人)以下とするこ

等にあつては、十二人)までの範囲内とすること。
登録定員
二十六人又は二十七人
利用定員
十六人
二十八人
十七人
二十九人
十八人
三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。
四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第九十四條の二の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第六十三條の二の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第五十四條の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第七十一條の六において準用する指定通所支援基準第五十四條の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三條又は第七十一條に規定する基準を満たしていること。
五 この条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十三條 第五十九條第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

第十一章 就労移行支援

第七十四條 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)

の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六條の九に規定する者に対して、規則第六條の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機

- 一 職業指導員及び生活支援員
二 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
三 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
四 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
五 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
六 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数の利用者の数が六十以下 一以上
七 利用者の数が六十以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
八 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
九 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第七十五條 指定就労移行支援の事業を行う者

(以下「指定就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第七十五條 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 職業指導員及び生活支援員
二 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上とする。
三 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
四 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とする。
五 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上
六 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数の利用者の数が六十以下 一以上
七 利用者の数が六十以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
八 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
九 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第七十六條 前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)によるあん摩マツサージ指圧

師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)によるあん摩マツサージ指圧

師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員
イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所に、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所に、一以上とする。
ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所に、一以上とする。

二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所に、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数の利用者の数が六十以下 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第五項までの規定を準用する。
（準用）

第二百七十七條 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定就労移行支援事業について準用する。この場合において、認定指定就労移行支援事業所については、第七十九条の規定は、適用しない。

第三節 設備に関する基準
（認定指定就労移行支援事業所の設備）
第二百七十八條 次条において準用する第八十一条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（準用）
第二百七十九條 第八十一条の規定は、指定就労移行支援事業について準用する。
第四節 運営に関する基準
（通勤のための訓練の実施）
第二百七十九條の二 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

（実習の実施）
第二百八十條 指定就労移行支援事業者は、利用者が第八十条において準用する第五十八条の就労移行支援計画に基づいて実習できるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）
第二百八十一条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援等の実施）
第二百八十二条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第二百六十六条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第二百六十六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

（就職状況の報告）
第二百八十三条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、都道府県に報告しなければならない。

（準用）
第二百八十四条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十四条、第八十五条、第八十六条から第九十二条まで、第二百五十九条、第六十条及び第七十条の二の規定は、指定

就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九十条第一項中「第三十一条」とあるのは「第八十条において準用する第八十九条」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十条において準用する第九十五条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第八十条において準用する第九十五条第二項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第八十条において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八条」とあるのは「第八十条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十三条の二第二項」とあるのは「第八十条において準用する第九十二条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第八十条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第八十条において準用する第九十二条」と、第八十九条中「第九十二条第一項」とあるのは「第八十条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第二項中「前条」とあるのは「第八十条において準用する前条」と、第七十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）が」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。）が」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）の」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の」と読み替えるものとする。

（従業者の員数）
第二百八十六条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員
イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所に、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上とする。

ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所に、一以上とする。
ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所に、一以上とする。

二 サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所に、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数の利用者の数が六十以下 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
5 第一項第二号のサービスマニージャーのうち、一人以上は、常勤でなければならない。
（準用）
第二百八十七條 第五十一条及び第七十九条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

（設備）
第二百八十八條 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目

第三節 設備に関する基準

（設備）
第二百八十八條 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目

第三節 設備に関する基準

（設備）
第二百八十八條 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目

的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けなければならない。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第百八十九条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第百九十条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者(多機能型により第百九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く)は、規則第六条の第十二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第百九十一条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並

びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第百九十二条 指定就労継続支援A型事業者は、第百九十条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、第百九十条第二項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第三項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

6 賃金及び第三項に規定する工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもつて充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(実習の実施)

第百九十三条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第百九十七条において準用する第五十八条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できらるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第百九十四条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百九十五条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び第二十六条の二に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第二十六条の三第一項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第百九十六条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数

二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数

三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(運営規程)

第百九十六条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 利用定員

五 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものを除く)並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

六 指定就労継続支援A型の内容(生産活動に係るものに限る)、賃金及び第百九十二条第三項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間

七 通常の事業の実施地域

八 サービスの利用に当たっての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第百九十六条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第百九十七条 第九条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条の二、第二十五条の三から第四十一条まで、第五十七条から第六十条まで、第六十六条、第六十八条から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十六条から第八十八条まで、第九十条から第九十二条まで、第百五十九条及び第百六十条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第百九十六条の二」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第百九十七条において準用する第百五十九条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二

項」とあるのは「第九十七号において準用する第九十九号第二項」と、第五十七号第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十七号において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十八号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十九号中「前条」とあるのは「第九十七号において準用する前条」と、第七十五号第二項第一号中「第五十八号」とあるのは「第九十七号において準用する第五十八号」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十三号の二第一項」とあるのは「第九十七号において準用する第九十九号第一項」と、同項第三号中「第六十五号」とあるのは「第九十七号において準用する第八十八号」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第九十七号」と、第九十二号第一項中「前条」とあるのは「第九十七号において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十三章 就労継続支援B型

第一節 基本方針

第九十八号 規則 第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものではない。

第二節 人員に関する基準

第九十九号 第五十一条、第七十九号及び第八十六号の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第一百条 第八十八号の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

第二百一条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収

入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごと

に、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、都道府県に報告しなければならない。

（準用）

第二百二条 第九号から第十七号まで、第十九条、第二十条、第二十一条、第二十三条、第二十八号、第三十三号の二、第三十五号の二から第四十一条まで、第五十七号から第六十条まで、第六十六号、第六十八号から第七十条まで、第七十四号、第七十五号、第八十四号、第八十六号から第九十二条まで、第九十九号、第一百零六号、第九十九号第六項及び第九十九号から第九十五号までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九号第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百二条において準用する第八十九号」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第九十九号第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第九十九号第二項」と、第五十七号第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十八号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十九号中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第七十五号第二項第一号中「第五十八号」とあるのは「第二百二条において準用する第五十八号」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三号の二第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第九十九号第一項」と、同項第三号中「第六十五号」とあるのは

「第二百二条において準用する第八十八号」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百二条」と、第八十九号中「第九十二条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第九十二条第一項」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百二条において準用する前条」と、第九十二条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第二百二条第一項の工賃」と、第九十三号第一項中「第九十七号」とあるのは「第二百二条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（実施主体等）

第二百三条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（第九十九号に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。）は、社会福祉法第二条第二項第七号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十八号。以下この条において「基準」という。）第二十五条に掲げる職員のうちから一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、基準に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

（運営規程）

第二百四号 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所（こと）に、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 基準該当就労継続支援B型の内容及びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 サービスの利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定め

た場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

（工賃の支払）

第二百五号 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

（準用）

第二百六号 第九号から第十二号まで、第十四号から第十七号まで、第十九号、第二十条、第二十三条（第一項を除く。）、第二十八号、第三十三号の二、第三十五号の二から第四十一条まで、第五十一条、第五十七号から第六十条まで、第六十八号、第七十条、第七十四号、第七十五号、第八十四号、第八十七号、第八十八号、第九十条から第九十二条まで、第九十九号（第一項を除く。）、第六十号、第九十九号第六項、第九十九号から第九十五号まで及び第九十八号の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九号第一項中「第三十一条」とあるのは「第二百四号」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百六号において準用する第九十九号第二項」と、第二十三号第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百六号において準用する第九十九号第二項」と、第五十七号第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百六号において準用する前条」と、第七十五号第二項第一号中「第五十八号」と

とあるのは「第二十六条において準用する第五十八条」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当労務継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十三条の第二項」とあるのは「第二十六条において準用する第十九条第一項」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二十六条において準用する第八十八条」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二十六条」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二十六条において準用する前条」と、第九十二条第六項中「賃金及び第三項に規定する工賃」とあるのは「第二百五条第一項の工賃」と、第九十二条第一項中「第九十七条」とあるのは「第二十六条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとす。

第十四章 就労定着支援

第一節 基本方針

第二百六条の二 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として規則第六条の十の二に規定されたものを受け、通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、規則第六条の十の三に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百六条の三 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき指定就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四十で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事

業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）に応じて、次に掲げる員数を、サービス管理責任者として置くこととする。

- 一 利用者の数が六十以上 一以上に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 二 前二項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項に規定する就労定着支援員及び第二項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第二項に規定するサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。（準用）

第二百六条の四 第五十一条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第二百六条の五 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第二百六条の六 サービス管理責任者は、第二百六条の十二において準用する第五十八条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。（実施主体）

第二百六条の七 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。

第二百六条の八 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、一月に一回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、一月に一回以上、当該利用者やその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

第二百六条の九 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。（運営規程）

第二百六条の十 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営について重要な事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

第二百六条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 一次条において準用する第十九条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- 二 一次条において読み替えて準用する第五十八条第一項に規定する就労定着支援計画
- 三 一次条において準用する第二十九条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 一次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 一次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第二百六条の十二 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二十六条の十」と、「第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二十六条の十二において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条の十二において準用する次条第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二十六条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

第二百六条の十一 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 一次条において準用する第十九条第一項に規定する提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項
- 二 一次条において読み替えて準用する第五十八条第一項に規定する就労定着支援計画
- 三 一次条において準用する第二十九条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 一次条において準用する第三十九条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 一次条において準用する第四十条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第二百六条の十二 第九条から第二十三条まで、第二十九条、第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条及び第六十六条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは「第二十六条の十」と、「第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二十六条の十二において準用する次条第一項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二十六条の十二において準用する次条第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは「第二十六条の十二において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第

五十八条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第十五章 自立生活援助

第一節 基本方針

第二百六条の十三 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立生活援助」という。)の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百六条の十四 指定自立生活援助の事業を行う者(以下「指定自立生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、一以上
- 二 サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数
- イ サービス管理責任者が常勤である場合
- ロ イ以外の場合 次の(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

- (1) 利用者の数が六十以下 一以上
- (2) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて六十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

2 前項第一号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が二十五又はその端数を増すごとに一とする。

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下この条において「指定地域相談支援基準」という。))第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域移行支援(指定地域相談支援基準第一条第一号に規定する指定地域移行支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合において、指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員(同条第二項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者(指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定自立生活援助の事業と指定地域定着支援(指定地域相談支援基準第一条第二号に規定する指定地域定着支援をいう。)の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合において、指定地域相談支援基準第四十条において準用する指定地域相談支援基準第三条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第一項第二号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

5 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

6 第一項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない。

第七百六条の十五 第五十一条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第七百六条の十六 第七百六条の五の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第七百六条の十七 削除

第七百六条の十七 削除

(定期的な訪問等による支援)

第二百六条の十八 指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居室を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、当該利用者自身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

第二百六条の十九 指定自立生活援助事業者は、(随時の通報による支援等)

利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居室への訪問等による状況把握を行わなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の自身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第二百六条の二十 第九条から第二十三条まで、第二十九条から第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第二百六条の六、第二百六条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する次条第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

第七百六条の二十 第九条から第二十三条まで、第二十九条から第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第二百六条の六、第二百六条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する次条第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

第七百六条の二十 第九条から第二十三条まで、第二十九条から第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第二百六条の六、第二百六条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する次条第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

第七百六条の二十 第九条から第二十三条まで、第二十九条から第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第二百六条の六、第二百六条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する次条第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

第七百六条の二十 第九条から第二十三条まで、第二十九条から第三十三条から第三十五条まで、第三十六条から第四十一条まで、第五十七条、第五十八条、第六十条、第六十六条、第二百六条の六、第二百六条の十及び第二百六条の十一の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第九条第一項中「第三十一条」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する第二百六条の十」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する次条第一項」と、第五十七条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第二百六条の二十」において準用する次条第一項」と、療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、第五十八条中「療養介護計画」とあるのは、「自立生活援助計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは、「三月」と読み替えるものとする。

の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体生活及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活起居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百八条 指定共同生活援助の事業を行う者(以下「指定共同生活援助事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定共同生活援助事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上
- イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この章において「区分命令」という。)第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
- ロ 区分命令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
- ハ 区分命令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
- ニ 区分命令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以上 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(管理者)

第二百九条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

第二百十條 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設(以下「入所施設」という。)又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活住居(サテライト型住居(当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であつて、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの(以下「本体住居」という。))と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で開催される共同生活住居をいう。以下同じ。)を除く。以下この項、第四項から第六項までにおいて同じ。)を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は四人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合であつては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(都道府県知事

(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。第二百十條の七、第二百十三條の六及び第二百十三條の十において同じ。))が特に必要があると認めるときは三十人以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であつて、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と数を上限とする。)とすることができる。

6 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

8 ユニットの居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

9 サテライト型住居の基準は、次のとおりとする。

一 入居定員を一人とすること。

二 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

三 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四節 運営に関する基準

第二百十條の二 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供し、その密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第二百十條の三 指定共同生活援助事業者は、入居者の入居又は退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項(次項において「受給者証記載事項」という。)を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第二百十條の四 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食料費

二 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ代わり当該指定共同生活援助事業者に支払われた場合に限る。))は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者へ支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるもの

のに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前三項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払つた支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第二百十條の五 指定共同生活援助事業者は、第二百十三條において読み替えて準用する第五十八條に規定する共同生活援助計画(以下「共同生活援助計画」という。)に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようしなければならない。

4 指定共同生活援助事業者の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

第二百十條の六 サービス管理責任者は、第二百十三條において準用する第五十八條に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等

により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることと認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

二 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならない。

（地域との連携等）
第二百十條の七 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

二 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この条及び第二百十三條の十において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

三 指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

四 指定共同生活援助事業者は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。
五 前三項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表

又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。（介護及び家事等）
第二百十一條 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

二 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と同業者が共同で行うよう努めなければならない。
三 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

（社会生活上の便宜の供与等）
第二百十一條の二 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

二 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。
三 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（運営規程）
第二百十一條の三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めおかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 入居定員
四 指定共同生活援助の内容及び支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項
六 緊急時等における対応方法
七 非常災害対策
八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項
十 その他運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）
第二百十二條 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めおかなければならない。

二 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

三 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

四 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合においては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

五 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
六 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（支援体制の確保）
第二百十二條の二 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業者が行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

（定員の遵守）
第二百十二條の三 指定共同生活援助事業者は、共同生活起居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（協力医療機関等）
第二百十二條の四 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

二 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

三 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六條第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

四 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

（準用）
第二百十三條 第九條、第十一條、第十二條、第十四條から第十七條まで、第二十條、第二十三條、第二十八條、第三十三條の二、第三十五條の二から第四十一條まで、第五十三條の二、第五十八條、第六十條、第六十六條、第七十條、第七十五條、第八十八條、第九十條、第九十二條及び第九十條の二の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第二十一條の三」と、第二十條第二項中「次条第一項」とあるのは「第二十條の四第一項」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二十二條の二」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十五條第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第二十三條において準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第二十三條において準用する第五十三條の二第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第二十三條において準用する第八十八條」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二十三條」と、第九十二條第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二十二條の四第一項の協力医療機

関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第七百七十条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第五節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第二百十三条の二 第一節から前節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第二百十三条の三 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活起居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二百十三条の四 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下

「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を五で除した数以上

二 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 区分命令第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数

ロ 区分命令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数

ハ 区分命令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数

ニ 区分命令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数

三 サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一 以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活起居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて一以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項及び第二項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第二百十三条の五 第二百九条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第三款 設備に関する基準

第二百十三条の六 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活起居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、一以上の共同生活起居を有するものとし、当該共同生活起居の入居定員の合計は四人以上とする。

3 共同生活起居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活起居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、構造上、共同生活起居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活起居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は二十人以上とする。

5 既存の建物を共同生活起居とする場合にあっては、当該共同生活起居の入居定員を二人以上二十人（都道府県知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。

6 既存の建物を共同生活起居とした共同生活起居を改築する場合であつて、都道府県知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活起居の入居定員を二人以上三十人以下（ただし、当該共同生活起居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

7 共同生活起居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

8 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。

9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

二 一の居室の面積は、収納設備を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第二百十三条の七 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第百十四条に規定する指定短期入所（第百十五条第一項に規定する併設事業所又は同条第三項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。（介護及び家事等）

第二百十三条の八 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と同業者が共同で行うように努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時一人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、当該利用者の負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

第二百十三条の九 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（地域との連携等）
第二百十三条の十

生活援助事業者は、日中サービスマン型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービスマン型指定共同生活援助事業者

は、日中サービスマン型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービスマン型指定共同生活援助事業者

は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービスマン型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービスマン型指定共同生活援助事業者

は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前三項の規定は、日中サービスマン型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービスマン型指定共同生活援助の質に係る外部者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

6 日中サービスマン型指定共同生活援助事業者

は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービスマン型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第二項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

7 日中サービスマン型指定共同生活援助事業者

は、前項の協議会等における報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

（準用）

第二百十三条の十一 第九条、第十一条、第十二条、第十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三条、第二十八条、第三十三条の二、第三

十五条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、第七十五条、第八十八条、第九十条、第九十二条、第七十条の二、第二百十條の二から第二百十二條の六まで及び第二百十一條の三から第二百十二條の四までの規定は、日中サービスマン型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第二百十三條の十一」において準用する第二十一條の三」と、第二十条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百十三條の十一」において準用する第二十条の四」と、第二十三条第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百十三條の十一」において準用する第二十三條の四」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマン型指定共同生活援助計画」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八條」とあるのは「第二百十三條の十一」において読み替えて準用する第五十八條」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービスマン型指定共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十三條の二第一項」とあるのは「第二百十三條の十一」において準用する第五十三條の二第一項」と、同項第三号中「第六十五條」とあるのは「第二百十三條の十一」において準用する第八十八條」と、同項第四号から第六号まで中「次条」とあるのは「第二百十三條の十一」と、第九十二条第一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第二百十三條の十一」において準用する第二百十二條の四第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と、第七十條の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマン型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービスマン型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第六節 外部サービスマン型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

第二百十三條の十二 第一節から第四節までの規定にかかわらず、外部サービスマン型指定共同

生活援助（指定共同生活援助であつて、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービスマン型指定共同生活援助計画（第二百十三條の二十二において読み替えて準用する第五十八條に規定する外部サービスマン型指定共同生活援助計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助（第二百十三條の十四第一項において「基本サービスマン」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居室介護事業者（以下「受託居室介護サービスマン事業者」という。）により、当該外部サービスマン型指定共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居室介護サービスマン」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うもの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第二百十三條の十三 外部サービスマン型指定共同生活援助の事業は、外部サービスマン型指定共同生活援助計画に基づき、受託居室介護サービスマン事業者による受託居室介護サービスマンを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた共同生活起居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二款 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二百十三條の十四 外部サービスマン型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービスマン型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービスマン型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスマンを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 世話人

外部サービスマン型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

二 サービスマン管理責任者 外部サービスマン型指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する外部サービスマン型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービスマン型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

第二百十三條の十五 第二百九條の規定は、外部サービスマン型指定共同生活援助の事業について準用する。

（準用）

第三款 設備に関する基準

第二百十三條の十六 第二百十條の規定は、外部サービスマン型指定共同生活援助の事業について準用する。

（準用）

第四款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第二百十三條の十七 外部サービスマン型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービスマン型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第二百十三條の十九に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、外部サービスマン型指定共同生活援助事業者と受託居室介護サービスマン事業者の業務の分担の内容、受託居室介護サービスマン事業者及び受託居室介護サービスマン事業者が受託居室介護サービスマンの事業を行う事業所（以下「受託居室介護サービスマン事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスマンの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該外部サービスマン型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービスマン型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第七十七條の規定に基づき、書

面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に
応じた適切な配慮をしなければならぬ。
(受託居宅介護サービスの提供)

二百三十三条の十八 外部サービス利用型指定共
同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同
生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス
事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サ
ービスが提供されるよう、必要な措置を講じな
ければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者
は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介
護サービスを提供した場合にあつては、提供し
た日時、時間、具体的なサービスの内容等を文
書により報告させなければならない。
(運営規程)

二百三十三条の十九 外部サービス利用型指定共
同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定
共同生活援助事業所ごとに、次の各号に掲げる
事業の運営についての重要事項に関する運営規
程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針
二 従業者の職種、員数及び職務の内容
三 入居定員
四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内
容並びに支給決定障害者から受領する費用の
種類及びその額

五 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅
介護サービス事業所の名称及び所在地
六 入居に当たつての留意事項
七 緊急時等における対応方法
八 非常災害対策

九 事業の主たる対象とする障害の種類を定め
た場合には当該障害の種類
十 虐待の防止のための措置に関する事項
十一 その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)
二百三十三条の二十 外部サービス利用型指定共
同生活援助事業者が、受託居宅介護サービスの
提供に関する業務を委託する契約を締結するこ
ときは、受託居宅介護サービス事業者ごとに文書
により行わなければならない。

2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介
護事業者でなければならない。
3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託
居宅介護サービスの種類は指定居宅介護とす
る。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者
は、事業の開始に当たつては、あらかじめ、指

定居宅介護事業者と、第一項に規定する方法に
よりこれらの提供に関する業務を委託する契約
を締結するものとする。
5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者
は、受託居宅介護サービス事業者に、業務につ
いて必要な管理及び指揮命令を行うものとす
る。

6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者
は、受託居宅介護サービスに係る業務の実施状
況について定期的に確認し、その結果等を記録
しなければならない。
(勤務体制の確保等)

二百三十三条の二十一 外部サービス利用型指定
共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な
外部サービス利用型指定共同生活援助を提供で
きるよう、外部サービス利用型指定共同生活援
助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定め
ておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たつ
ては、利用者が安心して日常生活を送ることが
できるよう、継続性を重視した外部サービス利
用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければ
ならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者
は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業
所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生
活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所
の従業者によつて外部サービス利用型指定共同
生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者
は、従業者の資質の向上のために、その研修の
機会を確保しなければならない。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者
は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援
助の提供を確保する観点から、職場において行
われる性的な言動又は優越的な関係を背景とし
た言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超
えたものにより従業者の就業環境が害されるこ
とを防止するための方針の明確化等の必要な措
置を講じなければならない。
(準用)

二百三十三条の二十二 第十一条、第十二条、第
十四条から第十七条まで、第二十条、第二十三
条、第二十八条、第三十三条の二、第三十五
条の二から第四十一条まで、第五十三条の二、第
五十八条、第六十条、第六十六条、第七十条、
第七十五条、第七十八条、第九十条、第九十二

条、第七十条の二、第二百十條の二から第二
百十條の七まで、第二百十一條、第二百十一
條の二及び第二百十二條の二から第二百十二
條の四までの規定は、外部サービス利用型指定共
同生活援助の事業について準用する。この場合に
おいて、第二十条第二項中「次条第一項」とあ
るの「第二百十三條の二十二」において準用す
る第二十条第四項」と、第二十三條第二
項中「第二十一條第二項」とあるのは「第二百
十三條の二十二」において準用する第二百十條
の四第二項」と、第五十八條中「療養介護計画
」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助
計画」と、第七十五條第二項第一号中「第五
十條」とあるのは「第二百十三條の二十二」に
おいて準用する第五十八條」と、療養介護計
画」と、同項第二号中「第五十三條の二第二
項」とあるのは「第二百十三條の二十二」に
おいて準用する第五十三條の二第二項」と、同項
第三号中「第六十五條」とあるのは「第二百三
十三條の二十二」において準用する第八十八條」と、
同項第四号から第六号まで中「次条」とあるの
は「第二百十三條の二十二」と、第九十二條第
一項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第
二百十三條の二十二」において準用する第二十
二條の四第一項の協力医療機関及び同条第二項
の協力歯科医療機関」と、第七十七條の第二
項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を
受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)
」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験
的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受
けている者を除く。）」と、同条第二項中「支給
決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及
び厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるの
は「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サ
ービス利用型指定共同生活援助を受けている者
に限る。）」と、第二百十一條第三項中「当該指
定共同生活援助事業者の従業者」とあるのは
「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事
業所及び受託居宅介護サービス事業者の従業
者」と読み替えるものとする。

第十七章 多機能型に関する特例
第二百十四條 削除
(従業者の員数等に関する特例)
第二百十五條 多機能型による指定生活介護事業
所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自
立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援

事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定
就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B
型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う
事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業
所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下
「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に
事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計
が二十人未満である場合は、第七十八條第六
項、第五十六條第六項及び第七項、第六十六
條第六項、第七十五條第四項並びに第八十
六條第四項(第九十九條において準用する
場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機
能型事業所に置くべき従業者(医師及びサ
ービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者
を常勤でなければならないものとするこ
とができる。

2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所及
び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型
として一体的に行うものを除く。以下この条に
おいて同じ。)は、第七十八條第一項第三号及
び第七項、第五十六條第一項第二号及び第八
項、第六十六條第一項第三号及び第七項、第
百七十五條第一項第三号及び第五項並びに第
百八十六條第一項第二号及び第五項(これらの規
定を第九十九條において準用する場合を含む。
)の規定にかかわらず、一体的に事業を行
う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定める
ものを一の事業所であつとみなして、当該一の
事業所とみなされた事業所に置くべきサ
ービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機
能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、
当該各号に定める数とし、この項の規定により
置くべきものとされるサービス管理責任者のう
ち、一人以上は、常勤でなければならないもの
とすることができる。
一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利
用者の数の合計が六十を超えて四十又はその
端数を増すごとに一を加えて得た数以上
(設備の特例)
第二百十六條 多機能型事業所については、サ
ービスの提供に支障を来さないよう配慮しつ
つ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備
を兼用することができる。
第十八章 削除
第二百十七條及び第二百十八條 削除

事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定
就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B
型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う
事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業
所及び指定放課後等デイサービス事業所(以下
「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に
事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計
が二十人未満である場合は、第七十八條第六
項、第五十六條第六項及び第七項、第六十六
條第六項、第七十五條第四項並びに第八十
六條第四項(第九十九條において準用する
場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機
能型事業所に置くべき従業者(医師及びサ
ービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上の者
を常勤でなければならないものとするこ
とができる。

第十九章 離島その他の地域における基準
該当障害福祉サービスに関する基準
(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第二百十九条 離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるものであつて、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)

一 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)

二 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)

三 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)

四 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)

五 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)

六 自立訓練(生活訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)

第二百二十条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。)

二 看護職員 一以上(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びロに掲げる

る利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

ロ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

五 職業指導員 一以上(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。)

六 サービス管理責任者 一以上

2 前項第三号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)

3 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第六号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。(管理者)

第二百二十一条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所に専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。(利用定員)

第二百二十二条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、その利用定員を十人以上とする。(準用)

第二百二十三条 第九条から第十二条まで、第十四条から第十七条まで、第十九条、第二十条、第二十三条第二項、第二十八条、第三十三条の二、第三十五条の二から第四十一条まで、第五十七條から第六十条まで、第六十六条、第六十八條から第七十条まで、第七十四条、第七十五条、第八十一条、第八十六条から第八十八条まで、第八十九条(第十号を除く。)

条」とあるのは「第二百二十三条第一項において準用する第八十九条」と、第十五条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百二十三条第二項において準用する第八十二条第二項及び第三項、第二百二十三條第三項及び第五項において準用する第五十九條第二項及び第三項並びに第二百二十三條第四項において準用する第七十条第二項及び第三項」と、第二十三条第二項中「第二十一条第二項」とあるのは「第二百二十三條第二項において準用する第八十二条第二項、第二百二十三條第三項及び第五項において準用する第五十九條第二項及び第五項並びに第二百二十三條第四項において準用する第七十条第二項及び第三項」と、第三十六条第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十一条中「指定居宅介護事業所」とに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業」と、その会計を「と、第五十七条第三項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第九項中「六月」とあるのは「六月(特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練(機能訓練)に係る計画又は特定基準該当自立訓練(生活訓練)に係る計画にあつては、三月)」と、第五十九条中「前条」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する前条」と、第七十五条第二項第一号中「第五十八條第一項」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する第五十八條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第六十五条」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する第六十五条」と、同項第三号中「第六十五条」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する第六十五条」と、同項第四号中「第六号まで中「次条」とあるのは「第二百二十三條第一項」と、第八十八条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する前条」と読み替へるものとする。

2 第七十七条、第八十二条(第一項を除く。)、第八十三条(第五項を除く。)

第八十五条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)

3 第五十五条、第五十九条(第一項を除く。)

第六十条(第三項を除く。)

第六十一条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)

4 第六十条(第三項を除く。)

第六十一条第二項、第六十五条及び第七十条(第一項及び第四項を除く。)

第六十六条、第六十八条(指定自立訓練(機能訓練)事業所)とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十六条、第六十八条(指定自立訓練(機能訓練)事業所)とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替へるものとする。

費」と、第九十二条第一項中「前条」とあるのは「第二百二十三條第一項において準用する前条」と読み替へるものとする。

2 第七十七条、第八十二条(第一項を除く。)、第八十三条(第五項を除く。)

第八十五条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。)

3 第五十五条、第五十九条(第一項を除く。)

第六十条(第三項を除く。)

第六十一条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者に限る。)

4 第六十条(第三項を除く。)

第六十一条第二項、第六十五条及び第七十条(第一項及び第四項を除く。)

第六十六条、第六十八条(指定自立訓練(機能訓練)事業所)とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第六十六条、第六十八条(指定自立訓練(機能訓練)事業所)とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替へるものとする。

(指定児童デイサービス事業所に置くべき従業員及びその員数等に関する経過措置)

第五条 施行日において現に存する指定児童デイサービス事業所(以下「旧指定児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業員及びその員数については、第九十七条の規定にかかわらず、当分の間、この省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令(平成十八年厚生労働省令第五十八号。以下「旧指定基準」という。)第五十六条に定める基準によることができる。

2 旧指定児童デイサービス事業所については、当分の間、第六百条の規定は適用しない。
3 旧指定児童デイサービス事業所については、第七百七条において準用する第五十八条、第五十九条及び第六十六条の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第六十二条及び第六十三条に定める基準によることができる。

(基準該当児童デイサービス事業所に置くべき従業員及びその員数等に関する経過措置)
第六条 施行日において現に存する基準該当児童デイサービス事業所(以下「旧基準該当児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業員及びその員数については、第八十条の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第七十条に定める基準によることができる。

2 旧基準該当児童デイサービス事業所については、当分の間、第六百十条の規定は適用しない。
3 旧基準該当児童デイサービス事業所については、第六百十一条において準用する第五十八条、第五十九条及び第六十六条の規定にかかわらず、当分の間、旧指定基準第七十三条において準用する第六十二条及び第六十三条に定める基準によることができる。

(地域移行支援型ホームの特例)
第七条 次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めた場合においては、平成三十七年三月三十一日までの間、第二百十條第一項(第二百十三條の十六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

一 当該都道府県又は当該共同生活住居の所在地を含む区域(法第八十九条第二項第二号の

規定により都道府県が定める区域をいう。以下この号において同じ。)における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の量が事業を開始する時点において、法第八十九条第一項に規定する都道府県障害福祉計画において定める当該都道府県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない都道府県又は区域内において事業を行うものであること。
二 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

2 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業等については、第二百十條第二項から第九項まで(第二百十三條の十六において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第二百十條第二項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)
第七条の二 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならぬ。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間)
第八条 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針)
第九条 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者若しくは地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下「住宅等」という。)において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前条に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)
第十条 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等については、第二百十三條又は第

二百十三條の二十二において準用する第五十八条の規定を適用する場合においては、同条第二項中「営むこと」とあるのは、「営み、入居の日から附則第八条に定める期間内に附則第九条に規定する住宅等に移行すること」と、同条第五項中「達成時期」とあるのは、「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)
第十一条 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者、地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)
第十二条 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下「指定共同生活援助事業者等」とい、施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。)は、第二百十條第一項(第二百十三條の十六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における従業員の員数に関する特例)
第十三条 指定共同生活援助事業者は、施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所のうち、次の各号のいずれにも該当するものとして都道府県知事が認めたものにおいて、指定共同生活援助の事業を行う場合に限り、平成二十七年三月三十一日までの間、当該

事業所(以下「経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所」という。)には、第二百八條第一項第二号に掲げる生活支援員及び同項第三号に掲げるサービス管理責任者を置かないことができる。

一 施行日において現に居宅介護の支給決定を受けている利用者が、同日以降も引き続き入居していること
二 生活支援員を置くことが困難であること
(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における運営に関する特例)
第十四条 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所における指定共同生活援助の事業については、第二百十三條において準用する第五十八条及び第二百十一條第三項の規定は適用しない。

2 経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所の管理者は、第二百十三條において準用する第六十六条に掲げる業務のほか、第二百十條の六各号に掲げる業務を行うものとする。
第十五条から第十七条まで 削除

(施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)
第十八条 指定共同生活援助事業者等は、施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居(基本的な設備が完成しているものを含む、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)が満たすべき設備に関する基準については、第二百十條第七項及び第八項(これらの規定を第二百十三條の十六において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、旧指定基準第九九條第二項及び第三項に定める基準によることができる。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)
第十八條の二 第二百十一條第三項及び第二百十三條の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行介護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令(平成二十六年厚生労働省令第五号)第一條第五号に規定する区分四、同条第六号に規定す

るものとして、指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

る区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第二十一条第三項及び第二十三条の八第四項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令第一号第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和九年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていないこと
 二 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること

3 前二項の場合において、第二百八条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは「利用者の数（附則第十八条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（施行日において現に存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例）

第十九条 施行日において現に存する身体障害者福祉ホーム、精神障害者生活訓練施設、指定知的障害者通勤寮若しくは知的障害者福祉ホーム又は旧精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について、第二十条（第二十三条の十六において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第二十条第七項中「二人以上十人以下」とあるのは「二人以上

三十人以下」とし、同条第七項第二号の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。
 （指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）

第二十条 精神障害者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前の精神障害者社会復帰施設及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者更生施設法第二十一条の規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等）の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第二号第一号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設（以下「知的障害者授産施設」という。）のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）（旧知的障害者更生施設等指定基準第二号第二号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業については、第六十八号第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「二人」とあるのは「精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものを除く。）」について、「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。）に、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通勤寮については「四人以下」と、同号ロ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル」とあるのは「精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「四・四平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮については「六・六平方メートル」とする。

2 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害者通勤寮については、第六十八号第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同号ロ中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。
 第二十一条 施行日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第三十一条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定就労継続支援A型を行う場合については、第九十六条の基準を満たすための計画を提出したとき、当分の間、同条の規定は適用しない。

（身体障害者更生施設等に関する経過措置）
 第二十一条 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの若しくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるもの

を除く。）又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第五十二条第一項、第八十一条第一項（第五十八号及び第六十七号九条において準用する場合を含む。）、第六十八号第一項又は第六十八号第一項（第二十条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。
 （従たる事業所に関する経過措置）
 第二十三条 指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合において、施行日において現に存する分場（整備省令による改正前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成十四年厚生労働省令第七十九号）第五十一条第一項並びに旧知的障害者更生施設等指定基準第六号第一項及び第四十七条の十第一項に規定する分場をい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、第七十九条第二項（第五十七号、第六十七号、第七十七号、第八十七号及び第九十九号において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事するものでなければならない。

附則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三〇号）抄

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四四〇号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年三月三十一日厚生労働省令第八二二号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二一年三月三〇日厚生労働省令第五六〇号）

第一条 この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条 平成二十一年三月三十一日において現に存する第十五条第三項に規定する単独型事業所に相当する指定短期入所事業所については、この省令による改正後の第十五条第三項の規定は、平成二十四年三月三十一日までの間、適用しない。

附則（平成二二年七月一五日厚生労働省令第一二九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年七月一五日厚生労働省令第一三〇号）

この省令は、平成二十一年十月一日から施行する。

附則（平成二二年六月一日厚生労働省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年六月一日厚生労働省令第六八号）

この省令は、平成二十三年六月一日から施行する。

附則（平成二三年九月二二日厚生労働省令第一一六号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則（平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二三年一月二二日厚生労働省令第一五〇号）抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇〇号）抄

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

第五条 この省令の施行の日から起算して一年を超えない期間内において、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第三十七号）第十三条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の五の四第一項第二号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、この省令の施行の際現に第二十三条の規定による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第五節に規定する基準を満たしている事業所については、当該基準を満たしていることをもって、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第二章に規定する児童発達支援に係る基準及び同令第四章に規定する放課後等デイサービスに係る基準を満たしているものとみなすことができる。

附則（平成二四年九月五日厚生労働省令第一二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月一三日厚生労働省令第一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二四年九月二四日厚生労働省令第一三二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則（平成二五年一月一八日厚生労働省令第四〇号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年七月一日厚生労働省令第九〇号）

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則（平成二五年一月二二日厚生労働省令第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年七月一日厚生労働省令第九〇号）

この省令は、平成二十五年十月一日から施行する。

附則（平成二五年一月二二日厚生労働省令第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

第三条 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「旧指定障害福祉サービス基準」という。）第百三十七条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧指定障害福祉サービス基準第百二十七条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所については、第三条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス（以下「新指定障害福祉サービス基準」という。）第百二十七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

2 この省令の施行の際現に旧指定障害福祉サービス基準第百二十七条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所（次条において「旧指定共同生活援助事業所」という。）は、新指定障害福祉サービス基準第百三十三条の十二に規定する旧指定サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所（第五条において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）とみなす。

第四条 施行日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について、新指定障害福祉サービス基準第百三十三条の十四の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第一項第一号中「八」とあるのは「十」とする。

第五条 第三条第二項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされた

ものについて、新指定障害福祉サービス基準第百三十三条の二十第四項の規定を適用する場合においては、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

附則（平成二六年一月二三日厚生労働省令第五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一月一三日厚生労働省令第一二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

附則（平成二七年一月一六日厚生労働省令第五号）

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に指定を受けているこの省令による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則第八条に規定する地域移行型ホーム事業者については、この省令による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準附則第七条から第十一条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（平成二八年一月一八日厚生労働省令第六号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則（平成二八年二月五日厚生労働省令第一四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則（平成二四年九月二四日厚生労働省令第一三二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則（平成二五年一月一八日厚生労働省令第四〇号）

（施行期日）

附則第一条第六号に掲げる施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

附則（平成二十九年二月九日厚生労働省令第五号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年一月一八日厚生労働省令第二号）抄

（施行期日）
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（平成三〇年三月二二日厚生労働省令第三号）抄

（施行期日）
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則（令和三年一月二五日厚生労働省令第一〇号）抄

（施行期日）
この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）
第二条 この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の指定障害福祉サービス基準（以下「新指定障害福祉サービス基準」という。）第三条第三項及び第四十条の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三条第一項及び第二項、第四十三條の四、第四十八條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第九十三條の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第三百三十六條、第三百七十二條、第三百七十二條の四、第三百七十一條、第三百七十一條の四、第三百八十四條、第三百九十七條、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の指定障害者支援施設基準（以下「新指定障害者支援施設基準」という。）第三条第三項及び第五十四條の二、第四条の規定による改正後の障害福祉サービス基準（以下「新障害福祉サービス基準」という。）第三条第三項及び第三十二條の二（新障害福祉サービス基準第五十條、第五十五條、第六十一條、第七十條及び第八十條）の規定による改正後の地域活動支援センター基準

（以下「新地域活動支援センター基準」という。）第一条第四項及び第十八條の二、第六條の規定による改正後の福祉ホーム基準（以下「新福祉ホーム基準」という。）第二条第四項及び第七條の二、第七條の規定による改正後の障害者支援施設等基準（以下「新障害者支援施設等基準」という。）第三条第三項及び第四十三條の二、第八條の規定による改正後の指定通所支援基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第三条第四項及び第四十五條第二項（新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條）において準用する場合を含む。）、第十条の規定による改正後の指定入所施設基準（以下「新指定入所施設基準」という。）第三条第四項及び第四十二條第二項（新指定入所施設基準第五十七條を含む。）、第十二條の規定による改正後の指定地域相談支援基準（以下「新指定地域相談支援基準」という。）第二条第四項、第三十六條の二（新指定地域相談支援基準第四十五條において準用する場合を含む。）及び第三十九條第四項の規定による改正後の指定入所施設基準（以下「新指定入所施設基準」という。）第十二條の規定による改正後の指定入所施設支援基準（以下「新指定入所施設支援基準」という。）第十二條の規定による改正後の指定地域相談支援基準（以下「新指定地域相談支援基準」という。）第二条第七項及び第二十八條の二並びに第十四條の規定による改正後の指定障害児相談支援基準（以下「新指定障害児相談支援基準」という。）第二条第七項及び第二十八條の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（以下「新地域活動支援センター基準」という。）第一条第四項及び第十八條の二、第六條の規定による改正後の福祉ホーム基準（以下「新福祉ホーム基準」という。）第二条第四項及び第七條の二、第七條の規定による改正後の障害者支援施設等基準（以下「新障害者支援施設等基準」という。）第三条第三項及び第四十三條の二、第八條の規定による改正後の指定通所支援基準（以下「新指定通所支援基準」という。）第三条第四項及び第四十五條第二項（新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條）において準用する場合を含む。）、第十条の規定による改正後の指定入所施設基準（以下「新指定入所施設基準」という。）第三条第四項及び第四十二條第二項（新指定入所施設基準第五十七條を含む。）、第十二條の規定による改正後の指定入所施設支援基準（以下「新指定入所施設支援基準」という。）第十二條の規定による改正後の指定地域相談支援基準（以下「新指定地域相談支援基準」という。）第二条第四項、第三十六條の二（新指定地域相談支援基準第四十五條において準用する場合を含む。）及び第三十九條第四項の規定による改正後の指定入所施設基準（以下「新指定入所施設基準」という。）第十二條の規定による改正後の指定入所施設支援基準（以下「新指定入所施設支援基準」という。）第十二條の規定による改正後の指定地域相談支援基準（以下「新指定地域相談支援基準」という。）第二条第七項及び第二十八條の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三條の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三條第一項及び第二項、第四十三條の四、第四十八條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第九十三條の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第三百三十六條、第三百七十一條、第三百七十一條の四、第三百八十四條、第三百九十七條、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の身体障害者

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
第三条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十三條の二（新指定障害福祉サービス基準第四十三條第一項及び第二項、第四十三條の四、第四十八條第一項及び第二項、第七十六條、第九十三條、第九十三條の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第三百三十六條、第三百七十一條、第三百七十一條の四、第三百八十四條、第三百九十七條、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百二十三條第一項において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の身体障害者

社会参加支援施設基準（以下この条、次条及び附則第五条において「新身体障害者社会参加支援施設基準」という。）第二十二條の二（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八條、第三十三條及び第四十二條において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準第四十二條の二、新障害福祉サービス基準第二十五條の二（新障害福祉サービス基準第五十條、第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條）において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十四條の二、新福祉ホーム基準第十三條の二、新障害者支援施設等基準第三十五條の二、新指定通所支援基準第三十八條の二（新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條）において準用する場合を含む。）、第九條の規定による改正後の設備運営基準（以下「新設備運営基準」という。）第九條の四、新指定入所施設基準第三十五條の二（新指定入所施設基準第五十七條において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第二十八條の二（新指定地域相談支援基準第四十五條において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十条の二並びに新指定障害児相談支援基準第二十条の二の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」と、「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは、「行うよう努める」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十四條第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三條第一項及び第二項、第四十三條の四、第四十八條第一項及び第二項、第三百三十六條、第二百六條の十二並びに第二百六條の二十）において準用する場合を含む。）、第七十一條第二項及び第九十條第二項（新指定障害福祉サービス基準第九十三條の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第三百六十二條、第三百六十二條の四、第三百七十一條、第三百七十一條の四、第三百八十四條、第三百八十四條の四、第三百九十七條、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百二十三條第一項）において準用する場合を含む。）、新設備運営基準第十條第三項、新指定入所施設基準第三十八條第二項（新指定入所施設基準第五十七條において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第三十條第三項（新指定地域相談支援基準第四十五條において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十二條第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二條第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

第五条 この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十五條の二第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三條第一項及び第二項、第四十三條の四、第七十六條、第九十三條、第九十三條の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第三百六十二條、第三百六十二條の四、第三百七十一條、第三百七十一條の四、第三百八十四條、第三百九十七條、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百二十三條第一項）において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準第四十四條第三項（新指定通所支援基準第五十四條の

において準用する場合を含む。）、新身体障害者社会参加支援施設基準第二十三條第二項（新身体障害者社会参加支援施設基準第二十八條、第三十三條及び第四十二條において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設等基準第四十五條第二項、新障害福祉サービス基準第二十七條第二項及び第四十八條第二項（新障害福祉サービス基準第五十五條、第六十一條、第七十條、第八十五條及び第八十八條）において準用する場合を含む。）、新地域活動支援センター基準第十五條第二項、新福祉ホーム基準第十四條第二項、新障害者支援施設等基準第三十七條第二項、新指定通所支援基準第四十一條第二項（新指定通所支援基準第五十四條の五、第五十四條の九、第六十四條、第七十一條、第七十一條の二、第七十一條の六、第七十一條の十四及び第七十九條）において準用する場合を含む。）、新設備運営基準第十條第三項、新指定入所施設基準第三十八條第二項（新指定入所施設基準第五十七條において準用する場合を含む。）、新指定地域相談支援基準第三十條第三項（新指定地域相談支援基準第四十五條において準用する場合を含む。）、新指定計画相談支援基準第二十二條第三項並びに新指定障害児相談支援基準第二十二條第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体拘束等の禁止に係る経過措置）

第五条 この省令の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定障害福祉サービス基準第三十五條の二第三項（新指定障害福祉サービス基準第四十三條第一項及び第二項、第四十三條の四、第七十六條、第九十三條、第九十三條の五、第二百二十五條、第二百二十五條の四、第三百六十二條、第三百六十二條の四、第三百七十一條、第三百七十一條の四、第三百八十四條、第三百九十七條、第二百六條の二十、第二百十三條、第二百十三條の十一、第二百十三條の二十二並びに第二百二十三條第一項）において準用する場合を含む。）、新指定通所支援基準第四十四條第三項（新指定通所支援基準第五十四條の

五、第五十四条の九、第六十四条、第七十一条、第七十一条の二、第七十一条の六、第七十一条の十四及び第七十九条において準用する場合を含む。）及び新指定入所施設基準第四十一条第三項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和三年三月二三日厚生労働省令第五五号）

この省令は、令和三年七月一日から施行する。ただし、第一条中指定障害福祉サービス等基準第二百二十三条第一項の改正規定、第四条中指定障害者支援施設基準附則第七条第三項、第八条第二項から第六項まで及び第十三条の二から第十四条までの改正規定、第八条中障害者支援施設等基準附則第五条の二、第七条第三項、第八条第二項から第五項まで、第十三条の二及び第十四条の改正規定、第九条中児童福祉法施行規則第十八条の四の改正規定、第十条中設備運営基準第六十三条第四項の改正規定、第十一条中指定通所支援基準第五条第五項、第六条第七項、第六十六条第五項及び第八十条第一項の改正規定並びに第十七条は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日厚生労働省令第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年一月二五日内閣府・厚生労働省令第三号）

（施行期日）

第一条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この命令の施行の日から令和七年三月三十一日までの間、第二条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「新指定障害福祉サービス基準」という。）第二百十條の七（新指定障害福祉サービス

基準第二百十三條の二十二において準用する場合を含む。以下同じ。）及び第二百十三條の十の規定の適用については、新指定障害福祉サービス基準第二百十條の七第二項及び第三項並びに第二百十三條の十第二項及び第三項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、新指定障害福祉サービス基準第二百十條の七第四項及び第二百十三條の十第四項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。